

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等【概要1】

視点—1 より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法

○共同生活援助の報酬構造関係

◎世話人配置基準に新たに3：1、2：1の基準を新たに設ける必要があります。高齢化、重度化に対応するため、人員配置を手厚くした事業所を評価する。

◎共同生活援助の加算関係

- ・日中支援加算（監）の初日からの算定、27年報酬改定でも論議の対象になったが、グループホームの報酬構造に土日祝日の日中の支援分の報酬が含まれているとの解釈は、現在の多様な入居者の実態と支援の実態とを併せて見直しが必要。入院時支援加算や帰宅時支援加算も同様に
- ・重度障害者支援加算の対象者拡大（外部サービス利用型にも）、
- ・地域生活移行個別支援特別加算の見直し、算定基準の緩和、加算対象を日中活動事業所にも拡大。
- ・夜間支援等加算の報酬の見直しが必要である。夜勤者の休憩時間に関しては、労基署からGHで言う休憩時間は労働法令で言う休憩時間にあたらないため手待時間で休憩時間の間は別な職員の配置を求められている。現在の夜間支援体制加算では、報酬が少ないので見直しが必要。
- ・障害のグループホームの入居者の高齢化が進んできている。本人の希望で見取り支援を希望する場合も増えてくる事が予想できるので認知症グループホームにある見取り支援加算を創設していただきたい。

視点—2 地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるようにするための、サービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方策

○自立生活援助に関して、常勤の職員を配置できる報酬に、対象者を限定しないで、利用希望者を拡大する。既に一人暮らしをしている人、結婚生活している人、親元から一人暮らしをする人、学校を卒業して一人暮らしをする人も対象に。1年の支給決定の見直しを

○非該当の人で利用できる障害福祉サービスは訓練等給付の就労系事業と共同生活援助、非該当の人のグループホーム利用の継続を求める。

○特例の個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置から恒久化が必要。

○就労定着支援の対象者に高等支援学校卒業生も対象に、高等支援学校の卒後支援が十分にできていない状況があるので、

- 就労継続 A 型、就労移行支援の 65 才までの支給決定の延長に関して（障害があっても働く意欲のある人には、支給決定の延長を！）
- 短期入所に関して（日中利用の復活を！—日中一時支援は選択事業なので、どこでも使えるように。単独型短期入所の報酬の見直し、）
- 移動支援を介護給付に
- 食事提供加算の継続を、グループホームから日中活動へ通う人の多くは食事提供加算が該当、この加算がなくなると食材費から食費になり自己負担が増額になり、障害基礎年金を主たる所得にしている人の経済的負担が増してくる。
- 消防法施行令、建築基準法等でグループホームから退居しなければならない人が増えてきている。省庁間の調整で緩和措置を検討願いたい。

視点—3 障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法施行時から 2 倍以上に増加し、毎年 10% 近い伸びを示している中で、持続可能な制度としていくための課題及び対処方策 6

- 障害者自立支援法施行時から障害者の範囲も広がり、障害福祉サービスを提供する事業所も規制を緩和する事で大幅に増加し、利用者も増えてきている。この状況をどうとらえるかが問題であると思う。
しかし、事業所の質を高めるためには規制緩和している事業所の設備基準を設けるとか、障害福祉サービスの提供時間、児童の区分による報酬の傾斜化などを見直しする必要があるのではないか
- 障害福祉サービスに従事している職員の給与は、経営実態調査等で一般の企業と比べて低い実態があり、契約職員、パート職員、アルバイト職員が常勤換算を確保するために雇用されている実態がある。
- 持続可能な制度としていくためには、障害福祉に係る人材の確保、安定的な給与体系を確保しつつ各事業の見直しをする事が必要である。
- 相当障害福祉サービスおよび相当介護保険サービスについて
重度訪問介護については、介護保険の訪問介護とは同等のサービスとはいえない。
- 平成元年にグループホームの制度ができて、支援費制度、障害者自立支援法、障害者総合支援法と法律の変遷とともにグループホームの報酬構造、指定基準等が変わってきている。特に障害者自立支援法が施行され 1 ユニットが 2 人から 10 人になり、各地に 10 人のグループホームが同じ敷地内や隣接地に数カ所できて、隣接する生活介護に通ったり、2 ユニットの複数同一敷地内建設するなど大規模化が進んでいる。
このような集約化、大規模化をなくすような方策を検討していただきたい。大規模住居等減算の比率の見直しも必要。（資料参照）

- 障害福祉サービスを受ける利用者へのヒアリングも実施してほしい。また報酬改定にあたり、法改正事項とともにわかりやすい情報提供をしていただきたい。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等【概要2】

- 相当障害福祉サービスおよび相当介護保険サービスについて
重度訪問介護については、介護保険の訪問介護とは同等のサービスとはいえない。
- 平成元年にグループホームの制度ができて、支援費制度、障害者自立支援法、障害者総合支援法と法律の変遷とともにグループホームの報酬構造、指定基準等が変わってきている。特に障害者自立支援法が施行され1ユニットが2人から10人になり、各地に10人のグループホームが同じ敷地内や隣接地に数カ所できて、隣接する生活介護に通ったり、2ユニットを複数同一敷地内に建設するなど大規模化が進んでいる。このような集約化、大規模化をなくすような方策を検討していただきたい。大規模住居等減算の比率の見直しも必要。(資料参照)
- 障害福祉サービスを受ける利用者へのヒアリングも実施してほしい。また報酬改定にあたり、法改正事項とともにわかりやすい情報提供をしていただきたい。

視点—3 障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法施行時から2倍以上に増加し、毎年10%近い伸びを示している中で、持続可能な制度としていくための課題及び対処方策

- 障害者自立支援法施行時から障害者の範囲も広がり、障害福祉サービスを提供する事業所も規制を緩和する事で大幅に増加し、利用者も増えてきている。この状況をどうとらえるかが問題であると思う。
しかし、事業所の質を高めるためには規制緩和している事業所の設備基準を設けるとか、障害福祉サービスの提供時間、児童の区分による報酬の傾斜化などを見直しする必要があるのではないか
- 障害福祉サービスに従事している職員の給与は、経営実態調査等で一般の企業と比べて低い実態があり、契約職員、パート職員、アルバイト職員が常勤換算を確保するために雇用されている実態がある。
- 持続可能な制度としていくためには、障害福祉に係る人材の確保、安定的な給与体系を確保しつつ各事業の見直しをする事が必要である。